



2026(令和8)年2月号

人権と福祉のまちづくりをめざすコミュニティセンター

江山人権福祉センターだより

障害者差別解消法とは

「障害者差別解消法」とは、障がいのある人となない人とが分け隔てられることなく、すべての国民が互いに人格と個性を尊重し合って共に暮らせる社会を実現させるために制定された法律です。

「障害者差別解消法」は、正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、平成28年4月1日から施行されました。

令和3年6月の障害者差別解消法の改正により、民間事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化され、改正法は、令和6年4月1日から施行されました。

【主な内容】

- ・国・地方公共団体及び民間事業者は、不当な差別的取扱いをしてはいけません。
- ・国・地方公共団体及び民間事業者は、合理的配慮をしなければならない。
(※ 令和6年4月1日より民間事業者も義務化されます)。
- ・国・地方公共団体は、相談・紛争防止・紛争解決のための体制の整備を図る。



○障がいを理由とする差別とは

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2つの類型があり、「不当な差別的取扱い」とは、障がいを理由として、正当な理由がないのに、サービスなどの提供を拒否したり、場所や時間を制限したり、障がい者でない者には付けない条件を付けたりすることです。

「合理的配慮の不提供」とは、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、「社会的障壁(バリア)」「障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの」を取り除く合理的な配慮を行わないことです。

○差別解消のための取り組みの義務について

国の行政機関や地方公共団体では不当な差別的取扱いが禁止され、障がいのある人への合理的配慮の提供が義務づけられています。民間事業者については、不当な差別的取扱いが禁止され、障がいのある人への合理的配慮の提供は努力義務とされていましたが、改正法により民間事業者についても、障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

【鳥取市ホームページより一部引用】



江山子ども食堂を開催しています!!

『ひとりで食べるよりもみんなで食べたおいしい』
『話し相手があると なんだか楽しい』
子ども食堂は子どもがホッとできる居場所です!



江山子ども食堂は、調理ボランティアさんのご協力や地元をはじめ、各方面から届く食材をもとに、毎月第1・3水曜日に開催しています。 ※ 多くの子どもたちの参加をお待ちしています。

開催事業の様子

男の料理教室

12月21日(日)に荒木 篤さん(料理店オーナー)を講師に迎え、男の料理教室を開催しました。

メニューの海老フライ作りでは、講師から海老の下処理を教わり、慣れない手つきで懸命に取り組み、真っ直ぐに綺麗に出来上がった海老フライを和気あいあいと批評しながら試食し、和やかな雰囲気の良い教室となりました。



お正月用生け花教室

12月26日(金)に坂本 あつ子さん、小森 智恵美さんを講師に迎え、生け花教室を開催しました。

当日は雪の舞う寒い中での開催でしたが、講師の丁寧なご指導のもと、華やかな作品ができ上がり、参加者から「これで気持ちよくお正月が迎えられる」などの声がありました。



第5回人権福祉講座の開催について 美穂地区同和教育推進協議会(輪の会)と共催事業

日 時:2月27日(金) 18:30~20:00

場 所:美穂地区公民館 談話室

講 師:衣笠 尚貴さん

(鳥取市人権情報センター研究員)

演 題:「インターネットにおける人権問題」

※ 多くの皆様のご参加をお待ちしています。

2月事業予定

会場:江山人権福祉センター

筋トレ&ストレッチ

2日(月)・16日(月) 13:30~14:30

陶芸教室

20日(金) 13:30~15:30

21日(土) 9:30~11:30

子ども食堂

4・18日(水) 16:00~18:00

学習支援事業

4・18・25日(水) 18:30~19:30

会場:江山学園(うさぎ児童クラブ)

手話教室

25日(水) 15:00~16:00

※日程については変更する場合がございます。ご了承ください。



ひとりで悩まないで!

-大切なのは誰かに相談することです-

人権福祉センターは社会福祉法に基づく福祉施設で、相談支援業務を中心に事業を展開しています。人権に関わることをはじめ、生活上のさまざまな相談をお受けし、人権福祉センター職員や専門相談員(カウンセラー・弁護士など)が問題解決のための支援を行っています。

2月の専門相談日程

(予約が必要です)

カウンセラー相談

10日(火)・24日(火) 15:00~16:50

1名/50分(2名まで)

夜間弁護士相談

19日(木) 18:30~20:30

1名/30分(受付3名まで)

会場・問合せ先

中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241

いつもセンターだよりをお読みいただきありがとうございます。

今後のセンターだより作成の参考とさせていただきますのでアンケートのへご協力をお願いします。

【より親しんでいただけるセンターだよりへ】

アンケート受付中

ご回答はこちらから

